

第 31 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 4 年 6 月 22 日（水） 15:00 ～ 16:40

場所： 農林水産省消費・安全局第 3 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、有江力、梅田ゆみ、浦郷由季、五箇公一、小西良子、櫻井裕之、代田眞理子、夏目雅裕、平沢裕子、本田卓、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、大森茂、小浦道子、坂真智子、住田明子、山本幸洋

4 会議の概要

（1）今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について

事務局より、「今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について（案）」（資料 3）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会において、生物農薬を除くとする理由は何か。

（回答）農薬の原体に係る評価、農薬使用者への影響評価及び蜜蜂への影響評価に関する観点は、生物農薬部会で審議するため。

（質問）農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会において審議している事項を、生物農薬については、生物農薬部会で審議するとの理解で良いか。

（回答）ご理解のとおり。すべてについて新たな部会でご審議いただくことになる。

（2）天敵農薬の登録における評価法について（報告）

事務局より、「生物農薬（天敵農薬）の評価の考え方に係る検討の経緯」（資料 4－1）に基づき説明し、天敵農薬検討会の座長より、「生物農薬（天敵農薬）の評価の考え方（案）」（資料 4－2）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）資料 4－2 の 2. 評価に必要な資料における一次情報の範囲について、また、2 の（2）人に対する安全性評価の対象について、補足説明をお願いしたい。

（回答）一次情報との文言は、2. 評価に必要な資料の全ての項目に係る。

人に対する安全性評価の対象の範囲は、農薬使用者を考えている。また、衛生害虫及び不快害虫を防除する薬剤は、それぞれ薬機法及び化審法の規制を受けるが、これらの害虫そのものを規制する法律はないと認識してい

る。

(質問) 生物農薬は、化学農薬と異なり繁殖能力を有するため、使用量や使用頻度などによっては過剰繁殖する可能性があるのではないか。このように生物農薬は様々な特性を持っているが、どのような観点に着目するのか。

(回答) 天敵農薬について申し上げますと、農薬としては、農作物の害虫を捕食、寄生する生物を対象としている。23 種類が既に登録されており、捕食性のダニや寄生性の蜂などがある。

(意見) 人への感染性は重要な観点であると考えている。

(質問) 農薬としての効果の安定性はどのように確認するのか。また、農薬資材としての安定性はどこで評価するのか。継代しても能力が維持されるかどうかは評価が難しいのではないか。

(回答) 通常 of 農薬と同様、薬効及び薬害を確認することになる。継代して能力が落ちてくる場合は、野外で採取した固体と交雑し、能力を維持するなどの対応をしていると聞いている。製剤の管理については今後検討する。

(意見) 化学物質と異なる観点で、生物そのものを農薬として評価することが重要であると考えている。化学農薬の場合は分解し、環境中では減少することとなるが、生物の場合は繁殖し個体数が増加することもあるため、リスク管理が難しく、事後管理としてモニタリングが重要である。

今般導入を考えている評価法は、安全と考えられるものを登録する方式であるが、外来生物の場合には、実際の導入後に環境に定着するなど問題になることがあった。そのため、生態影響が生じていないかをどのようにモニタリングするのか、どのように影響をコントロールするのが課題ではあるものの、従来の化学農薬と同一評価ではなく、生物農薬に特化した内容で評価を進めていくことには賛成している。

(3) 農薬取締法第 39 条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、ボーベリア バシアーナ ATCC 74040、ジメスルファゼット及びジクロロメゾチアズを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」(資料 5-1) 及び「農薬の登録に係る農薬分科会における審議について(報告)」(資料 5-2) に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 今般登録申請を受けたボーベリア バシアーナは、既存のものとは何が違うのか。

(回答) 株が異なる。

(質問) ジクロロメゾチアズの具体的な使用方法について補足説明をお願いしたい。また、野菜とあるがその範囲を教えてください。

(回答) 具体的な使用方法としては、茎葉散布であり、作物としては葉菜類である。

(4) 農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について

事務局より、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（資料6）に基づき現行の試験要求通知について説明した。

（5）補助成分の取扱いについて

事務局より、「補助成分の取扱いについて（案）」（資料7）に基づき農薬中の補助成分の規制の考え方を説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- （質問）規制導入の経過措置について、法的にどのような規制を考えているのか。
- （回答）一つの案としては、今般提示した物質を一定の量含有する農薬を登録しないというものがある。
- （質問）規制の対象となる具体的な物質が定まっているので、本日、了承されれば具体的な規制の方向に向かって進むという理解で良いか。
- （回答）本日、ご了承いただければ関係府省と調整の上、具体的に進めていくこととなる。
- （質問）経過措置として、当該農薬を製造又は輸入する際、規制導入から概ね5年後までの年月を最終有効年月として付すこととなるが、最終有効年月を超えて使用する場合に、使用者に規制が及ぶのか。
- （回答）ラベルに記載の内容を守って使用するよう、引き続きご指導いただきたい。
- （質問）補助成分として使用できない物質（案）として掲げられている物質を含む農薬を具体的に把握しているのか。
- （回答）具体的に把握しており、そこまで多くないとの認識。また、補助成分も含んだ製剤を被験物質とした毒性試験も用いて、安全性の評価を行っており、既存の農薬の安全性に問題があるものではない。今般導入を検討している規制は、あくまでも、より一層の安全性向上を目的としたものである。
- （質問）補助成分として使用できない物質（案）として掲げた物質を含む農薬については、製造者ごとに指導するのか。それとも、自主性に任せるのか。
- （回答）当該物質を含む農薬の製造者については、適切に補助成分を切り替えられるよう指導を行っていく方針。
- （意見）製剤開発においては、補助成分は重要な要素である。特に、補助成分は有効成分の投下量を低減するなど有用な面があり、みどりの食料システム戦略の方向性にも役立つものと認識している。今回の規制は、補助成分の負の側面に注目しているが、有用性の部分についても留意していきたい。
- （回答）ご指摘の有用性についても注意を払いつつ、事務局としても最新の情報を把握するよう努める。
- （質問）欧米において、新たに禁止される物質が追加された場合に、我が国においても直ちに禁止する方針なのか。
- （回答）代替物質を探索しながら、禁止物質が更新されては、製剤の開発が難しくなるため、補助成分として使用できない物質については、5年間は固定したい。
- （質問）規制の対象となる物質を補助成分として含まない製剤を開発するためには、概ね3年必要との認識とのことであるが、3年で開発できない場合の措置を何か考えているのか。

- (回答) 3年を上回ることがないように製造者を指導していく。
- (質問) 経過措置の年数を示しており、既存の製剤をスムーズに切り替えていただきたい。新たに欧米で禁止されたものの取扱いを再度確認したい。また、欧米で導入されている科学的に同等な補助成分を1つの農薬に対して複数登録することも進めていただきたい。
- (回答) 新たに欧米で禁止された物質があった場合には、5年後の見直しの際に審議いただくことを想定。複数の補助成分を登録することについても、事務局で準備が整ったら、審議頂きたい。
- (意見) 経過措置について、適切に対応するとともに、経過措置の期限に関わらず、補助成分として使用できない物質を含まない農薬を速やかに開発できるよう努めて参りたい。また、欧米の規制の情報については、クロップライフ(農薬製造者の国際団体)を通じて取得していくなど、引き続き安全性の向上を図ってまいりたい。
- (意見) 具体的な剤がわからないため、生産現場でどのような影響があるかわからないが、指導する立場の者や生産者に混乱が生じないように配慮いただきたい。
- (意見) 新たに禁止される場合、既存のものが危ないとの印象を持つ方がいるのではないか。そのようなことがないように、しっかりと対応いただきたい。
- (回答) 重要な観点と認識している。現在流通している農薬については、使用方法を守って使用していただければ、安全上の問題はないとの立場に変わりはない。
- (質問) 補助成分として使用できない物質(案)に掲げられている物質が、今後の5年の間に欧米で使用可能になった場合には、我が国においても使用できる物質となるのか。
- (質問) 補助成分として使用できない物質(案)に掲げられている物質であるものの、有用な物質で、代替物質が見つからない場合に、米国で濃度が決まっている場合には、安全性の確保される濃度での使用を認めるなどの対応は考えていないのか。
- (回答) その考え方も踏まえて、5年後に審議いただきたい。
- (意見) 農水省で集めた情報については、製造者に速やかに提供すべき。安全性も重要だが、有用性も重要な観点であり、バランスが取れた形で、透明性をもって、規制を進める必要があると考えている。

(以上)